

水巻町教職員の働き方改革取組指針

【水巻町教職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画】

令和 8 年 4 月 改定
水巻町教育委員会

1. 計画について

(1) 本計画の位置づけ

本計画は、水巻町教育委員会及び町立小中学校が実施する「働き方改革取組指針」の更なる具体化等のため「業務量管理・健康確保措置実施」に向けた取組の方向性、目標、具体的な取組等を示したものです。

※ 本指針の対象は、常勤の教職員（校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、講師、助教諭等とし、事務職員を除く。以下「教職員」という。）とします。

〈働き方改革【業務量管理・健康確保措置実施計画の目的】〉

教職員の働き方改革（業務量管理・健康確保措置実施計画）は、教職員の長時間勤務や業務負担を改善し健康を維持することで次のことを実現することを目的とする。

- ① 教職員のワーク・ライフ・バランスの取れた生活を実現し、健康でやりがいを持って働くことができる環境を整備すること
- ② 「教職員が子どもと向き合う時間」を十分に確保し、学校教育の質を維持・向上させること

(2) 教育委員会、学校の責務

ア. 教育委員会の責務

教育委員会は、町立学校の教職員の服務監督権者として、本計画を踏まえ、教職員の働き方改革（業務量管理・健康確保措置実施）に取り組みます。

イ. 学校の責務

学校においては、校長をはじめ、全教職員が本指針（計画）の趣旨を理解し、指針に基づき具体的な取組を実施します。そのためには、特に、校長をはじめとした管理職がリーダーシップを発揮することが重要であり、管理職は、所属職員に対して指針（計画）の趣旨等を理解させ、所属職員の長時間勤務の改善に努めます。

また、各教職員は、働き方改革（業務管理・健康確保措置実施計画）の目的、趣旨を理解し、自らの働き方を見直し、長時間勤務の改善に向けた取組を実施します。

〈働き方改革【業務量管理・健康確保措置実施計画】のポイント〉

○ 目標の明確化

本計画を進めることで「子どもと向き合う時間を確保し、授業や指導の質を高め、ひいては学校教育全体の質を高めることにつながる。」という意識を全教職員が持つこと。

○ 意識改革の重要性

本計画を進めるために必要なことは、無制限・無定量の業務を是としないこと、教職員一人一人が組織の一員として効率的に業務を遂行する意識を持つこと、また、タイムマネジメントの意識を持つことが重要。

○ 業務の見直し

本計画を進めるには、現在、教職員が行っているあらゆる業務について、必要性、効率性の観点から、組織的かつ継続的に見直すことが必要。

2. 目標

数値目標の設定について

本実施計画実現のため、令和8年度からの目標を以下のように設定します。

目標 1カ月時間外在校等時間（超過勤務）を年360時間以内（月45時間以内）の割合を100%とする。

※児童生徒等に係る臨時的な特別の事情により勤務せざるを得ない場合を除く。

ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を5%以下とする。

※「在校等時間」とは、「超勤4項目」以外の業務を行う時間も含め、教育職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間として外形的に把握することができる時間をいう。

その上で、在校等時間から正規の勤務時間を除いた時間を「時間外在校等時間」という。

各教職員は、自らの出退勤時刻を把握し、勤務時間を意識した業務の遂行、長時間勤務の改善に努めてください。

また、管理職は、所属職員の勤務の状況を把握するとともに、業務改善を進め、所属職員の長時間勤務の改善に努めてください。

3. 具体的な取組について

次の4つの観点で、抜本的な取組を実施します。

〈4つの観点〉

- (1) 教職員の意識改革
- (2) 業務改善の推進
- (3) 部活動の負担軽減
- (4) 教職員の役割の見直しと専門スタッフの活用等

(1) 教職員の意識改革

教職員の長時間勤務を改善するには、無制限無定量の勤務を是とするのではなく、ワーク・ライフ・バランスの実現を含むタイムマネジメントの意識を持ち、限られた時間の中で最大限の効果を上げられるような働き方を進める必要があります。

教職員の意識改革を行うため、次の取組を実施します。

① 勤務時間の適正な把握

■ 取組内容・・・業務従事時間を全校で記録します。(実施主体：教育委員会・学校)

- 全ての常勤の教職員（講師、助教諭等を含み、事務職員は除く。）の業務従事時間を記録します。

■ 実施方法

- サイボウズのタイムカード機能を活用し、出退勤時間の把握を行いますので、出勤時にソフト（サイボウズ）を立ち上げ、退勤時にソフトを終了するようにしてください。（後から追加・修正することも可能です）

② 定時退校日の推進

■ 取組内容・・・定時退校日の徹底及び拡大を図ります。(実施主体：学校)

- 全小中学校において、現行月2回の定時退校日の徹底及び拡大を図ります。

■ 実施方法

- 原則として、毎週木曜日を定時退校日とします。ただし、学校の実情により、難しい場合は他の曜日等に変更することも可能とします。

③ 学校閉庁時刻の設定

■ 取組内容・・・学校閉庁時刻を設定します。(実施主体：学校)

- やむを得ず時間外に業務を行う場合であっても、退庁時刻が遅くなり過ぎないように、学校を閉庁する時刻を設定します。

■ 実施方法

- 設定の目安 「小学校17時、中学校18時」

④ 学校閉庁日の設定

■ 取組内容・・・**学校閉庁日を設定します。**（実施主体：教育委員会・学校）

- 長期休業期間中に学校閉庁日を設定することで、年休取得等の推進を図ります。

■ 実施方法

- 学校閉庁日は、「8月中旬の平日」「12月末1月初旬の平日」とします。

※ 土日・祝日等を含め連続で10日以上となるよう努めます

（学校閉庁日とは）

- 学校施設の開放を行いません。
- 原則として、児童生徒を登校させず、部活動も実施しません。

（服務について）

- 学校閉庁日は年末年始等と異なり「休日」ではないことから、職員は年休・夏季休暇・振替等を学校閉庁日に合わせて取得します。
- 年休等の取得は強制ではないため、出勤することを妨げるものではありません。あくまでも、年休等の取得を促進するための施策です。

（事前周知の徹底）

- 各学校が、児童生徒、保護者、地域、関係業者等に周知します。
- ホームページへの掲載は教育委員会が行います。

⑤ 保護者・地域住民の理解・啓発

■ 取組内容・・・**教職員の働き方改革の取組、定時退校日などについて保護者・地域住民に理解してもらう取組を実施します。**

（実施主体：教育委員会・学校）

- ホームページに定時退校日・部活動休業日等について掲載します。
- 保護者向けチラシを作成し配布します。

■ 実施方法

- ホームページや保護者向けチラシを活用し、以下の点について周知し、理解を求めます。

（内容）

- 教職員の働き方改革の取組について
- 定時退校日・部活動休養日等について
- 勤務時間外には緊急の電話以外は控えていただくようお願い
- 特に定時退校日には電話が繋がらない場合があること 等

(2) 業務改善の推進

業務改善を進めるためには、管理職がリーダーシップを発揮し、適切な業務マネジメントを実施すること、職員一人一人が効率的に業務を遂行する意識を持つことが重要です。

また、教職員は教育の専門家であると同時に組織の一員でもあります。組織としての業務遂行についてもより意識することで、学校全体の業務効率化にもつながります。そのため、さらなる業務改善のため次の取組を実施します。

① 業務改善の推進

■ 取組内容・・・**個々人・学校等の単位で、それぞれ業務改善を進めます。**

(実施主体：教育委員会・学校)

■ 実施方法

- 個々人・学校等の単位で業務改善の意識を徹底し、業務改善を進めます。
- コロナ禍により縮小された会議や行事等について、その必要性を精査し、今後の業務改善に繋がります。

② 授業準備等の支援

■ 取組内容・・・**学校運営・授業準備に活用できる情報の提供、指導資料等の共有化を推進します。**

(実施主体：教育委員会・学校)

■ 実施方法

- 教材の共同開発・共用等を校内で推進し、授業準備の効率化を図ります。また、ネットワーク環境を活用し、学校間での共用等も推進します。

(取組例)

- 授業で使用するプリント等の作成、授業改善・評価方法改善の資料の共用
- サイボウズのファイル管理機能やメッセージ送受信機能等を活用して、各種教材の蓄積及び学校間の共用県教育委員会ホームページの各種資料等を活用して、児童生徒の指導に係る資料や最新の調査研究等の教育情報を習得し、教員の教材研究等の指導に係る負担を軽減

③ 学校のICT化

■ 取組内容・・・ICT環境の充実により業務の一層の効率化を進めます。

(実施主体：教育委員会・学校)

- 校務用パソコンのネットワークを活用した業務の改善と効率化を推進します。

■ 実施方法

- 全小中学校において、次の取組を実施します。
 - サイボウズの「スケジュール機能」「施設予約機能」「タイムカード機能」「掲示板機能」等の利用促進を図ります。
 - 生徒の出欠や成績処理等の情報を一元管理する「統合型」校務支援システムを活用し、業務の効率化を進めます。(中学校)
 - 校務の情報化の定着を図るため、ICT支援員による機器操作研修、教材作成支援等を引き続き行います。
 - 学校・保護者等間における連絡手段のデジタル化を推進します。

④ 調査の削減

■ 取組内容・・・学校に対する調査を見直します。(実施主体：教育委員会)

- 学校に対する調査を継続的に見直します

■ 実施方法

- 調査の必要性、内容の重複、頻度、提出期限・時期、様式の簡素化、ICT機器の活用の観点から、調査の見直しを継続的に実施します。
- 可能な限り様式を電子化し、サイボウズでの提出とします。
- 調査に対する回答などについては、様式等を検討し、可能な限り鑑文や校長印が省略できるようにします。

⑤ 事業の削減

■ 取組内容・・・実施する事業を見直します。(実施主体：教育委員会・学校)

- 教職員の負担軽減、事務の効率化等の観点から、事業の見直しを継続的に実施します。

■ 実施方法

- 事業の必要性、内容の重複、頻度、事業の効率性、実施時期、研究紀要や報告書等の簡素化・合理化の観点から事業の見直しを継続的に実施します。
- 調査研究について、指定の趣旨や内容の明確化を図るとともに、運用面での負担軽減等を進めます。

⑥ 文書事務の見直し

■ 取組内容・・・文書事務を見直します。(実施主体：教育委員会・学校)

- 文書事務を簡素化し、負担軽減を図ります。

■ 実施方法

- 教育委員会から学校への文書送付については、公印省略でないもの等を除き、可能な限りサイボウズでの送付とします。
(原則として、サイボウズで送付した文書については、再度使送便で送らない。)
- 公印省略及びサイボウズ等による施行の推進を図ります。

⑦ 校納金の公会計化の準備

■ 取組内容・・・校納金の公会計化を検討します。(実施主体：教育委員会)

- 学校の負担軽減の観点から、令和8年度からの校納金の公会計化に向けた協議・準備を行います。

■ 実施方法

- 既に公会計化している自治体の事例を収集し、調査研究を行います。
 - 学校から自治体に移管した事務の内容
 - 外部委託、管理システムの導入状況
 - 学校給食費の徴収方法（口座振替、児童手当からの徴収等） 等

⑧ 他の業務の3分類の見直し及び適正化

■ 取組内容・・・学校との対話を重ね業務に関する役割分担を見直します。

(実施主体：教育委員会・学校)

- 「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」第3節に掲げる業務の3分類を基本に役割分担を協議していきます。

■ 実施方法

- 第3節に掲げる業務の3分類を基本に、学校教育職員と対話を重ね、役割分担を構築していきます。
- 教育職員人事異動範囲の近隣自治体とも協議しながら、できる限り統一した役割分担を構築していき、どこの学校へ異動となっても混乱しないよう取組んでいきます。



(3) 部活動の負担軽減

部活動は、スポーツや文化等に親しむ観点や教育的側面から意義が高く、学校教育の一環としての役割を果たしていますが、適正・適切な休養を伴わない、行き過ぎた活動は教職員・生徒ともに様々な弊害を生みます。

教職員の負担軽減のみならず、生徒の健全な育成を促す観点からも部活動の適正化に向けた取組を実施します。

① 部活動休養日の拡大

■ 取組内容・・・部活動休養日を拡大します。(実施主体：教育委員会・学校)

- 学期中は、週当たり2日以上休養日を設けます。(平日は少なくとも1日、週休日は少なくとも1日以上を休養日とする。週休日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。)
- 長期休業中は、学期中の休養日の設定に準じた扱いを行います。
- 定時退校日及び学校閉庁日は、原則として部活動は実施しません。

■ 実施方法

- 各学校及び部活動の実情に応じて、部活動休養日を設定します。
- 部活動休養日に活動する場合は、必ず他の曜日に部活動休養日を設定します。
- 部活動休養日を学校だよりに掲載する等、生徒、保護者、部活動指導員(外部指導者を含む。)等に周知します。
- 教職員や生徒の負担過重にならないよう、参加する大会や練習試合等を精選します。

■ 取組の見直し

- 教員の負担軽減、生徒の健全な成長を促す観点から、国のガイドライン及び福岡県運動部活動運営の指針を踏まえ、必要に応じて「水巻町立中学校における運動部活動の活動方針」を改訂し、運動部活動の適正な運営を図ります。

② 部活動指導員の配置

■ 取組内容・・・部活動指導員を配置します。(実施主体：学校)

- 単独で部活動の指導や引率を行うことができる部活動指導員を配置します。

■ 実施方法

- 原則として、学校休業日(週休日、休日、長期休業中)の活動に配置します。
- 教育委員会は、部活動指導員に対して研修を行います。
- より専門的な技術指導を行う体制の整備を図ります。

(4) 教職員の役割の見直しと専門スタッフの活用等

教職員の長時間勤務を改善するには、教職員の役割を見直し、専門スタッフ等と連携・分担し、チームとして課題解決に取り組む体制（チーム学校）を整備することが大切です。

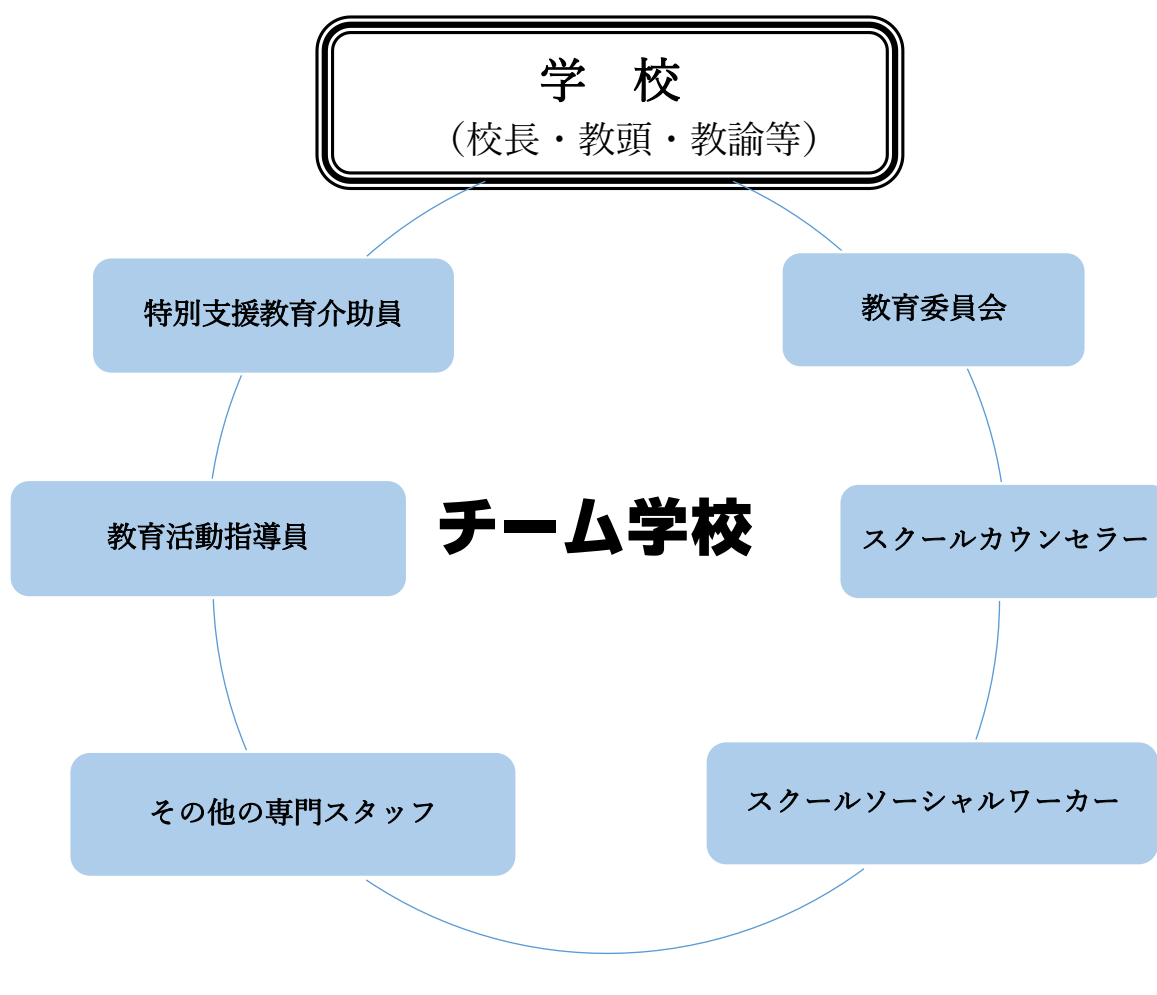
また、保護者や地域の協力を得ながら、教育効果を高めていくことも必要です。教職員が本来担うべき業務に専念でき、子どもと向き合う時間を確保するため、他の職種や専門スタッフの活用、地域や保護者との連携等の取組を推進します。

① スクールカウンセラー等の専門スタッフの活用

■ 取組内容・・・**スクールカウンセラー、教育活動指導員等の活用を促進します。**

(実施主体：教育委員会・学校)

- いじめ、不登校等、学校現場の様々な課題については、その要因が多様化・複雑化して学校（教職員）だけではその解決が困難になっています。
- 教育委員会では、学校（教職員）が困難な課題を抱え込むことのないよう、教職員以外の心理や福祉等の専門家（専門スタッフ）を学校に派遣し、専門スタッフ等と連携・分担する体制を整備し、チームとしての学校機能を強化します。



■ 事業紹介 (配置状況は令和8年度の予定)

スクールカウンセラー (SC)

スクールカウンセラーは、臨床心理士等の「心の専門家」であり、その専門性を生かして、児童生徒が抱える悩み・不安・ストレスなどを直接和らげるとともに、学校や関係機関等と連携して、学校における教育相談体制の充実を図っています。

(配置状況)

- ・ 中学校には県費により、各中学校に週4時間配置します。
- ・ 小学校には町費により、5校合わせて週8時間配置します。

スクールソーシャルワーカー (SSW)

スクールソーシャルワーカーは、社会福祉士や精神保健福祉士等の「福祉の専門家」で、児童生徒に影響を及ぼしている学校・家庭・地域の環境の改善に向けた取組を行っています。

(配置状況) 町費 (一部国庫補助あり) により、週5日×1名を小中学校に配置します。

教育活動指導員

教育活動指導員は、生徒や保護者及び教諭等に対する助言・援助等の活動を行います。教育委員会に配置していますが、定期的及び必要に応じて全校を巡回しています。

(配置状況) 町費により、週19時間配置します。

特別支援教育介助員

小中学校において障がい等のある児童生徒に対し、学校における日常生活動作の介助を行ったり、発達障がい等の児童生徒に対し学習活動上のサポートを行ったりするため、特別支援教育介助員を配置しています。

(配置状況) 町費により、全小中学校に配置します。

スクールサポーター (SS)

スクールサポーターは、福岡県警の非常勤嘱託員で、経験豊富な退職警察官です。警察署管内の小・中・高等学校等に直接赴き、学校と警察署のパイプ役となって児童生徒の非行防止と犯罪被害防止を図るための活動を行っています。

(配置状況) 管轄である折尾警察署に1名配置されています。

- 教職員の負担軽減を踏まえ、その他の専門スタッフの活用も推進します。



② 事務職員の機能強化・学校運営への参画

■ 取組内容・・・事務職員の機能強化、学校運営参画の取組を推進します。

(実施主体：教育委員会)

- 県費負担事務職員の事務機能を強化し、事務職員が積極的に学校運営に参画することにより、校長や教員の事務関係業務の軽減を図ります。

■ 実施方法

- 共同学校事務室を設置し、学校運営体制の強化を図ります。
- 事務職員の職務を明確化し、事務職員がその専門性を生かし、より主体的・積極的に校務運営に参画することを推進します。

③ コミュニティ・スクール（学校運営協議会）の推進

■ 取組内容・・・コミュニティ・スクールの運営充実を支援します。

(実施主体：教育委員会・学校)

- 「みんなで育てよう 水巻の子ども」の教育風土を醸成し、地域の人々の理解と協力を得た学校運営を実現するとともに、学校・行政・家庭・地域の適切な役割分担により、教職員が子どもと向き合う時間を確保し、教育効果を高めるために、学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となるコミュニティ・スクール（学校運営協議会）の運営充実について支援します。

■ 実施方法

- 教育委員会がCSコーディネーターを派遣して、学校運営協議会活動の支援を行います。

④ 地域等と連携した登下校時の安全対策の推進

■ 取組内容・・・通学路における安全確保、安全対策を推進します。

(実施主体：水巻町・教育委員会・学校)

- 小中学校において、教職員の負担軽減も踏まえ、地域、学校、関係機関の連携のもと、通学路における安全確保、安全対策を推進します。

■ 実施方法

- 通学路の安全点検への立会・助言等を行います。
- 通学路における安全指導や交通安全教室等の実施を推進します。